

## 成田国際空港株式会社法施行令案要綱

### 第一 基本計画に定める事項等

一 成田国際空港の基本計画に定める事項として、滑走路の数、配置、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅等を定めること。（第一条関係）

二 成田国際空港の機能を確保するために必要な施設として、航空旅客施設、航空貨物施設及び航空機給油施設を定めること。（第二条関係）

三 成田国際空港を利用する者の利便に資する成田国際空港内の施設として、事務所並びに店舗並びにこれらの施設に類する施設、宿泊施設並びに休憩施設及び送迎施設等を定めること。（第三条関係）

### 第二 航空機騒音等対策事業及び生活改善事業

一 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業として、航空機による電波障害を防止するために必要な設備の設置及び管理に関する事業等を定めること。（第四条関係）

二 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要な

事業として、成田国際空港の周辺地域であつて航空機の騒音により生ずる障害が相当程度認められる地区において航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な工事を行う者に対し、助成する事業を定めること。（第五条関係）

三 成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し交付する交付金は、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止等の事業に要する費用に充て、当該交付金の額は、成田国際空港における航空機の発着回数等の事項を基礎として算定した額とする。（第六条関係）

四 成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業として、成田国際空港とその周辺地域との間における旅客の運送のために行う鉄道事業法による第一種鉄道事業又は第三種鉄道事業を営む者に出資等を行う事業を定めること。（第七条関係）

### 第三 代わり債券の発行

成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、債券を失った者に代わり債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた債券の番号を確認させ、かつ、当該債券を失った者に失ったことの

証拠を提出させなければならぬこと等とすること。（第八条関係）

#### 第四 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。ただし、新東京国際空港公団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置等に関する規定は、平成十六年四月一日から施行するものとする。（附則第

一条関係）

二 政府に無償譲渡される会社の株式に係る権利に関する事項について定めること。（附則第二条関係）

三 政府の会社に対する無利子貸付金の金額、権利の帰属及び償還に関する事項について定めること。

（附則第三条から第五条まで関係）

四 公団の解散の登記の嘱託に関する事項、政府が保証契約をした債券等を失った者に交付する代わり債券等の発行に関する事項及び法人税法等の適用に関し必要な経過措置を定めること。（附則第六条から

第八条まで関係）

五 新東京国際空港債券に関する事務に関する事項、新東京国際空港公団が交付した補助金等及び間接補助金等に関する事項及び国又は地方公共団体以外の者が会社の株式を保有した場合における地方財政法

施行令の適用に関する事項を定めること。（附則第九条から第十一条まで関係）

六 関係政令について所要の改正を行うものとする。こと。（附則第十二条から第四十四条まで関係）